



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成29年 5月12日金曜日 第2873号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....（漁政課）... 344

告 示

指定自立支援医療機関の指定（3件）.....（障がい福祉課）... 345

落札者等の告示.....（土木管理課技術企画室）... 345

公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 346

土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（中予地方局農村整備課）... 346

土地改良区の定款変更の認可.....（ " ）... 346

土地改良区役員の就退任の届出（5件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 346

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 348

道路の区域変更（一般国道494号）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 348

医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 349

指定医師の所在地の変更.....（ " ）... 350

指定医師の辞退の届出.....（ " ）... 350

公 告

登録販売者試験の実施.....（薬務衛生課）... 351

人事委員会公告

平成29年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告.....（人事委員会事務局）... 351

平成29年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験公告.....（ " ）... 355

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 358

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第28号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（沿岸漁業改善資金の種類等） 第2条 省略 2・3 省略 4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するものに対して東日本大震災の後平成30年3月31日までに貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ	（沿岸漁業改善資金の種類等） 第2条 省略 2・3 省略 4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するものに対して東日本大震災の後平成29年3月31日までに貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第567号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ホリバタ薬局	宇和島市堀端町1番18号	愛ファーマシー株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成29年 4月3日

○愛媛県告示第568号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
フロンティア薬局 高田店	新居浜市高田一丁目1番62号	株式会社 フロンティア	薬局（育成医療・更生医療）	平成29年 4月1日
フロンティア薬局 中須賀店	新居浜市中須賀町一丁目6番11号	株式会社 フロンティア	薬局（育成医療・更生医療）	平成29年 4月1日

○愛媛県告示第569号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
S K Cコミュニケーションズ株式会社	四国中央市豊岡町大町135番地1 サンパティーク101号	訪問看護ステーション四国中央	四国中央市豊岡町大町135番地1 サンパティーク101号	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	平成29年 4月1日

○愛媛県告示第570号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成29年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
えひめ電子入札共同システム保守管理業務	愛媛県土木部土木管理局土木管理課技術企画室 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年 3月31日	富士通株式会社松山支店支店長 河上 彰 愛媛県松山市永代町13番地	72,877,320円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第571号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成29年 4月24日から
10月 2日まで
- 3 作業地域 新居浜市全域

○愛媛県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町大頭土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月12日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地 1
"	徳 永 求	西条市小松町大頭甲504番地
"	日 野 守 男	西条市小松町大頭甲425番地 1
"	高 橋 忠 親	西条市小松町大頭甲479番地 1
"	秋 山 博 文	西条市小松町大頭甲233番地 2
"	曾 我 守	西条市小松町大頭甲212番地
"	玉 井 七 郎	西条市小松町大頭甲688番地 3
"	高 木 安 雄	西条市小松町大頭甲202番地 4
"	十 亀 保 美	西条市小松町大頭甲395番地
"	手 島 貞 男	西条市小松町大頭甲1113番地 3
監事	伊 藤 郁 夫	西条市小松町大頭甲405番地
"	高 橋 進	西条市小松町大頭甲644番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地 1
"	徳 永 求	西条市小松町大頭甲504番地
"	日 野 守 男	西条市小松町大頭甲425番地 1
"	高 橋 忠 親	西条市小松町大頭甲479番地 1
"	曾 我 一 城	西条市小松町大頭甲233番地
"	曾 我 守	西条市小松町大頭甲212番地
"	玉 井 七 郎	西条市小松町大頭甲688番地 3
"	高 木 安 雄	西条市小松町大頭甲202番地 4
"	手 島 貞 男	西条市小松町大頭甲1113番地 3
"	十 亀 保 美	西条市小松町大頭甲395番地
監事	伊 藤 郁 夫	西条市小松町大頭甲405番地
"	高 橋 進	西条市小松町大頭甲644番地 2

○愛媛県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町第三土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した

旨の届出があった。

平成29年 5月12日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	戸 田 博 明	西条市小松町北川141番地 1
"	森 山 智 年	西条市小松町北川280番地 2
"	三 木 剛	西条市小松町北川1415番地 1
"	一 色 竹 友	西条市小松町北川318番地 2
"	高 橋 清	西条市小松町北川250番地 2
監事	真 鍋 駒 次	西条市小松町北川283番地第 2
"	三 村 康 行	西条市小松町北川228番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	戸 田 博 明	西条市小松町北川141番地 1
"	渡 部 芳 孝	西条市小松町北川192番地
"	青 山 啓 治	西条市小松町北川359番地 2
"	森 山 智 年	西条市小松町北川280番地 2
"	竹 田 勝 年	西条市小松町北川352番地12
監事	真 鍋 駒 次	西条市小松町北川283番地第 2
"	三 村 康 行	西条市小松町北川228番地

○愛媛県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市古川乙土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 5月12日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

○愛媛県告示第575号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月12日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	長谷川 學	松山市祝谷四丁目 8 番16号
"	栗 林 昭 三	松山市祝谷五丁目 4 番 5号
"	辻 田 彰	松山市祝谷六丁目1163番地
"	古茂田 修	松山市祝谷六丁目1296番地
"	野 本 敬 介	松山市祝谷六丁目1260番地
"	平 松 哲 夫	松山市道後多幸町 5 番18号
"	古茂田 一	松山市祝谷二丁目 7 番38号
"	松 本 清 俊	松山市祝谷五丁目 4 番 7号
"	栗 林 範 臣	松山市祝谷五丁目 9 番10号
"	野 本 桂 子	松山市祝谷五丁目 7 番 4号
"	丸 山 直 樹	松山市祝谷六丁目1030番地
"	松 田 一 郎	松山市祝谷六丁目1325番地

"	白石 徳 広	松山市祝谷四丁目 3番19号
監 事	古茂田 宏 則	松山市祝谷一丁目 7番 4号
"	松 本 邦 男	松山市祝谷五丁目 3番26号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	長谷川 學	松山市祝谷四丁目 8番16号
"	栗 林 昭 三	松山市祝谷五丁目 4番 5号
"	井出野 勝 照	松山市道後多幸町 4番13号
"	古茂田 修	松山市祝谷六丁目1296番地
"	平 松 敬 三	松山市祝谷一丁目 7番29号
"	中 山 節 子	松山市祝谷二丁目 2番 6号
"	古茂田 一	松山市祝谷二丁目 7番38号
"	松 本 清 俊	松山市祝谷五丁目 4番 7号
"	栗 林 勝 広	松山市祝谷五丁目 9番24号
"	野 本 桂 子	松山市祝谷五丁目 7番 4号
"	丸 山 直 樹	松山市祝谷六丁目1030番地
"	野 本 祐 敏	松山市祝谷六丁目1297番地
"	白 石 徳 広	松山市祝谷四丁目 3番19号
監 事	古茂田 宏 則	松山市祝谷一丁目 7番 4号
"	松 本 邦 男	松山市祝谷五丁目 3番26号

○愛媛県告示第576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市水泥町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月12日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 田 哲	松山市水泥町1111番地
"	相 原 秀 夫	松山市水泥町1141番地
"	柴 田 隆	松山市水泥町887番地
"	野 村 賢 一	松山市水泥町676番地
"	渡 部 秋 男	松山市水泥町1025番地
"	吉 田 一 眞	松山市水泥町710番地
"	青 木 敬	松山市水泥町1128番地
監 事	永 田 俊 誠	松山市水泥町1157番地
"	小 島 敏 弘	松山市水泥町1073番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 田 哲	松山市水泥町1111番地
"	相 原 秀 夫	松山市水泥町1141番地
"	柴 田 隆	松山市水泥町887番地
"	野 村 賢 一	松山市水泥町676番地
"	渡 部 秋 男	松山市水泥町1025番地
"	小 島 敏 弘	松山市水泥町1073番地
"	青 木 敬	松山市水泥町1128番地
監 事	永 田 俊 誠	松山市水泥町1157番地

"	重 松 完 治	松山市水泥町1109番地
---	---------	--------------

○愛媛県告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市南吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月12日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 吾	松山市南吉田町1515番地
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056番地
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801番地
"	山 崎 保	松山市南吉田町1121番地
"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776番地
"	関 谷 清	松山市南吉田町1052番地
"	高 本 壽 夫	松山市南吉田町1090番地
"	鷓 籠 洋	松山市南吉田町910番地
"	関 谷 重 男	松山市南吉田町919番地
"	乘 松 清 高	松山市南吉田町1110番地
"	高須賀 宏 一	松山市南吉田町338番地 2
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796番地 3
監 事	新 田 雅 俊	松山市南吉田町1295番地
"	土 屋 博 文	松山市南吉田町1050番地
"	村 上 壽	松山市南吉田町1801番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 吾	松山市南吉田町1515番地
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056番地
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801番地
"	山 崎 保	松山市南吉田町1121番地
"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776番地
"	関 谷 清	松山市南吉田町1052番地
"	新 田 雅 俊	松山市南吉田町1295番地
"	鷓 籠 洋	松山市南吉田町910番地
"	関 谷 重 男	松山市南吉田町919番地
"	安 高 明 人	松山市南吉田町1086番地
"	高須賀 宏 一	松山市南吉田町338番地 2
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796番地 3
監 事	新 田 時 宣	松山市南吉田町1098番地
"	土 屋 博 文	松山市南吉田町1050番地
"	村 上 壽	松山市南吉田町1801番地

○愛媛県告示第578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月12日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重 信 良 吉	松山市平井町295番地
"	仙 波 隆 一	松山市平井町3031番地 1
"	仙 波 信 雄	松山市平井町2981番地
"	三 上 正 人	松山市平井町1542番地
"	大 野 輝 男	松山市平井町1028番地 2
"	仙 波 正 幸	松山市平井町1033番地
"	高 市 清	松山市平井町1665番地 2
"	豊 田 哲 夫	松山市平井町2480番地
"	森 本 政 義	松山市平井町550番地
"	河 本 和 憲	松山市平井町668番地 1
"	高 市 浩 之	松山市平井町1987番地 1
"	堀 川 正	松山市平井町2139番地 2
監 事	松 澤 擴	松山市平井町2507番地 1
"	野 中 茂	松山市北梅本町722番地
"	武 智 喜代徳	松山市平井町1545番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重 信 良 吉	松山市平井町295番地
"	仙 波 隆 一	松山市平井町3031番地 1
"	仙 波 信 雄	松山市平井町2981番地
"	重 信 昭 雄	松山市平井町610番地
"	大 野 輝 男	松山市平井町1028番地 2
"	高 市 清	松山市平井町1665番地 2
"	豊 田 哲 夫	松山市平井町2480番地
"	豊 田 譲	松山市平井町1630番地
"	柴 田 保 教	松山市平井町1121番地
"	堀 川 正	松山市平井町2139番地 2
監 事	森 知 行	松山市平井町698番地
"	重 信 正 和	松山市平井町354番地
"	仙 波 正 幸	松山市平井町1033番地

○愛媛県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月12日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 内 正 一	伊予市宮下408番地
"	宮 川 秀 彦	伊予市上野865番地 3
"	佐々木 卓 行	伊予市上三谷741番地 3
"	曾 根 春 樹	伊予市上三谷甲3697番地 4
"	城 石 好 博	伊予市下三谷1561番地 1
"	武 知 正 裕	伊予市下三谷1315番地
"	福 本 武 雄	伊予市上吾川1923番地
"	久 保 龍 彦	伊予郡松前町大字南黒田181番地
"	篠 崎 保	伊予郡松前町大字横田67番地 5
監 事	小笠原 澄 夫	伊予市上三谷2281番地
"	岡 井 英 夫	伊予市宮下1899番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 内 正 一	伊予市宮下408番地
"	坪 内 寛	伊予市上野1335番地
"	小笠原 通 夫	伊予市上三谷2235番地
"	佐々木 卓 行	伊予市上三谷741番地 3
"	城 石 好 博	伊予市下三谷1561番地 1
"	武 知 正 裕	伊予市下三谷1315番地
"	山 田 崇 良	伊予市上吾川甲1625番地
"	岡 井 馨一郎	伊予郡松前町大字南黒田630番地
"	篠 崎 保	伊予郡松前町大字横田67番地 5
監 事	篠 崎 詢	伊予市下三谷885番地 1
"	阿 部 功	伊予市上野540番地

○愛媛県告示第580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 5月12日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第3号 平成29年 4月24日	伊予郡松前町大字徳丸字松ノ西1213番 3	松山市星岡四丁目 4番 3号 サンリット・カーサ105号 弓 立 淳 史

○愛媛県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成29年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1543番地先から 同町笠方1542番地先まで	旧	メートル 4.3～6.5	キロメートル 0.061	
		上浮穴郡久万高原町笠方1535番2地先から 同町笠方1536番2地先まで	新	5.7～8.1	0.061	

○愛媛県告示第582号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成29年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
聴覚・平衡・音声、言語・そし やく機能障害	耳鼻いんこう 科、気管食道 科	医療法人岡本会岡本 耳鼻咽喉科気管食道 科医院	岡 本 牧 人	大洲市大洲18番地1	平成 29年5月1日
呼 吸 器 機 能 障 害	内 科	公立学校共済組合四 国中央病院	埴 淵 昌 毅	四国中央市川之江町2233番地	平成 29年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会医療法人石川記 念会HITO病院	村 上 悠 介	四国中央市上分町788番地1	平成 29年5月1日
小 腸 機 能 障 害	内 科	松野町国民健康保険 中央診療所	渡 部 洋 輔	北宇和郡松野町大字延野々1406番地第4	平成 29年5月1日
肢 体 不 自 由	神経内科、精 神科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	河 邊 憲 太 郎	東温市志津川	平成 29年5月1日
肢 体 不 自 由	神経内科、精 神科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	森 蓉 子	東温市志津川	平成 29年5月1日
肢 体 不 自 由	神経内科、精 神科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	吉 野 祐 太	東温市志津川	平成 29年5月1日
肢 体 不 自 由	神経内科、精 神科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	工 藤 佳 代	東温市志津川	平成 29年5月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障 害	消化器外科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	竜 田 恭 介	東温市志津川	平成 29年5月1日
じ ん 臓 機 能 障 害	腎 臓 内 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	莖 田 昌 敬	東温市志津川	平成 29年5月1日
肢 体 不 自 由	神 經 内 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	山 西 祐 輝	東温市志津川	平成 29年5月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器・ぼうこう又は直腸・小腸 機能障害	小 児 科	独立行政法人国立病 院機構愛媛医療セン ター	菊 池 知 耶	東温市横河原366番地	平成 29年5月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障 害	外 科	公立学校共済組合四 国中央病院	宮 内 隆 行	四国中央市川之江町2233番地	平成 29年5月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓 機能障害	消化器内科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	坂 元 克 考	東温市志津川	平成 29年5月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓 機能障害	消化器内科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	田 村 圭	東温市志津川	平成 29年5月1日
肢体不自由、じん臓・呼吸器・ ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓 機能障害	外 科	社会福祉法人恩師財 団済生会西条病院	伊 藤 千 尋	西条市朔日市269番地1	平成 29年5月1日
視 覚 障 害	眼 科	市立大洲病院	唐 松 純	大洲市西大洲甲570番地	平成 29年5月1日
肢体不自由、心臓・呼吸器機能 障害	内 科	愛媛県立今治病院	河 野 佑 典	今治市石井町4丁目5番5号	平成 29年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛県立今治病院	岩 川 和 弘	今治市石井町4丁目5番5号	平成 29年5月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	泌 尿 器 科	愛媛県立今治病院	原 宏 二	今治市石井町4丁目5番5号	平成 29年5月1日

○愛媛県告示第583号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成29年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
岩 田 はるか	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町4丁目5番5号	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成29年 4月1日
山 内 俊 史	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町4丁目5番5号	平成29年 4月1日
兵 頭 和 樹	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	愛南町国保一本松病院附属内 海診療所	南宇和郡愛南町柏382	平成29年 4月1日
矢 野 喜 昭	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366番地	愛媛県子ども療育センター	東温市田窪2135番地	平成29年 4月1日
野 本 良 一	愛 媛 県 立 南 宇 和 病 院	南宇和郡愛南町城辺甲2433 - 1	公立学校共済組合三島医療セ ンター	四国中央市中之庄町1684の2	平成29年 4月1日
加 地 伸 介	公立学校共済組合三島医療セ ンター	四国中央市中之庄町1684の2	公立学校共済組合四国中央病 院	四国中央市川之江町2233番地	平成29年 4月1日
岡 本 健 太 郎	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町4丁目5番5号	平成29年 4月1日
西 山 誠 一	愛 媛 県 立 新 居 浜 病 院	新居浜市本郷3丁目1 - 1	公立学校共済組合四国中央病 院	四国中央市川之江町2233番地	平成29年 4月1日
八 木 隆 治	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市840番地	独立行政法人労働者健康安全 機構愛媛労災病院	新居浜市南小松島町13番27号	平成29年 4月1日
有 光 英 治	社会福祉法人恩賜財団済生会 西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	市 立 大 洲 病 院	大洲市西大洲甲570番地	平成29年 4月1日
福 田 高 彦	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市840番地	社会医療法人石川記念会H I T O病院	四国中央市上分町788 - 1	平成29年 4月1日
瀬 野 利 太	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	大 洲 中 央 病 院	大洲市東大洲5番地	平成29年 4月1日
水 本 哲 也	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	今 治 市 医 師 会 市 民 病 院	今治市別宮町7丁目1 - 40	平成29年 4月1日

○愛媛県告示第584号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成29年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	泌 尿 器 科	公立学校共済組合四 国中央病院	瀧 川 浩	四国中央市川之江町2233番地	平成 29年 3月31日
肝 臓 ・ 小 腸 機 能 障 害	内科、消化器 内科	市 立 大 洲 病 院	土 居 裕 和	大洲市西大洲甲570	平成 29年 4月4日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器・小腸機能障害	内 科	松野町国民健康保険 中央診療所	越 智 麻里絵	北宇和郡松野町大字延野々1406番地第4	平成 29年 4月6日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 内 科	住 友 別 子 病 院	鈴 木 秀 行	新居浜市王子町3番1号	平成 29年 4月6日
視 覚 障 害	眼 科	住 友 別 子 病 院	飯 森 宏 仁	新居浜市王子町3番1号	平成 29年 4月6日
肝 臓 機 能 障 害	消 化 器 内 科	住 友 別 子 病 院	松 村 周 治	新居浜市王子町3番1号	平成 29年 4月6日
肢 体 不 自 由	内 科	医療法人青峰会真網 代くじらり八ピリテ ーション病院	北 野 克 宣	八幡浜市真網代甲229番地5	平成 29年 4月7日
肢 体 不 自 由	小 児 科	一般財団法人積善会 十全総合病院	占 部 智 子	新居浜市北新町1番5号	平成 29年 4月10日

肢体不自由、心臓・じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	村 上 雅 憲	新居浜市南小松島町13番27号	平成29年 4月17日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	外 科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	永 瀬 隆	新居浜市南小松島町13番27号	平成29年 4月17日
じん臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	市立宇和島病院	門 田 久 紀	宇和島市御殿町1番1号	平成29年 4月21日
音声、言語・平衡機能障害、肢体不自由	脳神経外科	大洲中央病院	藤 原 聡	大洲市東大洲5番地	平成29年 4月25日

公 告

○公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成29年登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成29年 5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成29年10月24日（火）午前10時30分

2 試験の場所

愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目4-2）及び愛媛県薬剤師会館（愛媛県松山市三番町七丁目6-9）（試験の場所は、受験票により通知する。）

3 受験申請書の提出期間

平成29年 7月18日（火）から31日（月）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験申請書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第3号

平成29年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告

平成29年 5月12日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内

電話 (089) 912 - 2826

愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

試 験 区 分	採用予定人員	職 務 内 容
行 政 事 務	70人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
行 政 事 務 (情 報)	2人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、その専門的知識を生かして一般行政事務に従事します。
学 校 事 務	12人程度	教育委員会事務局の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校等に関する事務に従事します。
警 察 事 務	12人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
総 合 土 木	18人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工管理等の業務に従事します。
建 築	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工管理等の業務に従事します。
農 業	12人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
畜 産	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、畜産の振興、畜産物のブランド化・販売促進、家畜の改良増殖、畜産に関する試験研究等の業務に従事します。
林 業	5人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。

水産	3人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術・水産経営の普及指導、水産物のブランド化・販売促進、水産に関する試験研究等の業務に従事します。
電気・電子	3人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の固有施設的设计・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。
化学	4人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師	9人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
福祉	3人程度	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。
心理	2人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は福祉総合支援センター等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障がい者に対するカウンセリング、心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。
保健師	4人程度	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。
管理栄養士	2人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、専門的な栄養指導、特定給食施設への指導、病院の栄養管理・指導等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和58年4月2日から平成8年4月1日(保健師については、平成9年4月1日)までに生まれた者

イ 平成8年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を平成30年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者(保健師は除く。)

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 薬剤師、福祉、心理、保健師及び管理栄養士については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
薬剤師	薬剤師の免許を有する者又は平成30年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
福祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成30年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
心理	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者(平成30年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。)又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者
保健師	保健師の免許を有する者又は平成30年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は平成30年7月末日までにこの免許を取得する見込みの者

本試験と平成29年度愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験との併願はできません。

3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	受験地	試 験 会 場	試 験 区 分	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成29年 6月25日 (日曜日) 午前9時～午後3時 午前 教養試験 午後 専門試験 受付時間 午前8時～午前8時45分 遅刻した場合は受験できません。	松山	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	行政事務 学校事務 警察事務	7月上旬 第1次試験当日に お知らせします。
			いずれかを受験票で指定します。 ・松山南高等学校 (松山市末広町11番地1) ・愛媛県庁 (松山市一番町四丁目4番地2)	上記以外	
		東京	中央大学 後楽園キャンパス 5号館(理工学部) (東京都文京区春日一丁目13番27号)	全試験区分	
		大阪	大阪教育大学 天王寺キャンパス西館 (大阪府大阪市天王寺区南河堀町四丁目88番)	全試験区分	

受験地は松山、東京、大阪のいずれかを希望できます。

受験地が松山で、行政事務・学校事務・警察事務以外の方は、試験会場を受験票で指定します。

第 2 次 試 験	7月中旬から8月上旬に松山市内で実施予定です。	8月下旬
	詳細は、第1次試験合格者に通知します。	

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教 養 試 験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
	専 門 試 験	40点	各試験区分に応じて大学卒業程度の専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口 述 試 験	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	作 文 試 験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(2) 第1次試験合格者は、教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成29年5月15日（月）午前8時30分から6月2日（金）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月26日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

(1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月16日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持

参してください。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、平成30年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

(3) 薬剤師、福祉、心理、保健師及び管理栄養士については、所定の時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。

(4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
行政事務、行政事務（情報）、学校事務、警察事務、総合土木、建築、農業、畜産、林業、水産、電気・電子、化学、福祉、心理	行政職給料表1級27号給 182,290円
薬剤師（4年制課程卒業）	医療職給料表(□)2級3号給 188,312円
薬剤師（6年制課程卒業）	医療職給料表(□)2級17号給 210,697円
管理栄養士	医療職給料表(□)2級3号給 188,312円
保健師	医療職給料表(□)2級13号給 211,601円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1週間	

10 その他

身体の障がいにより、試験当日、車椅子の使用を希望する等、受験時に配慮を必要とする場合は、申込みの際に愛媛県人事委員会事務局へ申し出て下さい。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

別表（4関係）

専 門 試 験 の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
行政事務 学校事務 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経営学、財政学、社会政策、国際関係
行政事務 （情報）	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、数学・物理、電子工学、情報・通信工学、情報処理論、コンピューターネットワーク

総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電気・電子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
福祉	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）、社会調査
心理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む）、応用心理学（教育心理学、産業心理学、臨床心理学）、調査・研究法、統計学
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
管理栄養士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論

○愛媛県人事委員会公告第4号

平成29年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験公告

平成29年 5月12日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内
 電話 (089) 912 - 2826
 愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	3人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和53年 4月 2日から平成 8年 4月 1日までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 民間企業等における職務経験を5年以上（平成29年 5月末日現在）有する者

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。

イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。

ウ 雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。

エ 休暇・休業・退職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。

オ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。

カ 愛媛県の職員（警察官や教員のほか、任期付職員、臨時職員等を含む。）であった期間は、職務経験に含めることはできません。

キ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。

本試験と平成29年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験との併願はできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試験会場	合格発表	備 考
第1次試験	-	-	7月下旬	第1次試験は書類選考です。
第2次試験	8月25日（金）～27日（日）	愛媛県庁	9月中旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。
第3次試験	10月中旬	愛媛県庁	11月上旬	詳細は、第2次試験合格者に通知します。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

なお、第1次試験の合格発表の日時は、7月10日（月）までに、愛媛県採用試験受験申込システム（以下「システム」という。）を通じてお知らせします。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
第2次試験	プレゼンテーション試験	150点	はじめに受験者から民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、プレゼンテーション（10分間程度）をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を行います。
	論文試験	50点	課題の理解力、思考力、文章表現力等について、筆記試験を行います。（課題1題、解答時間1時間30分）
	適性・基礎能力検査	-	職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。
第3次試験	口述試験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

(2) エントリーシートは、ホームページに掲載された所定の様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、受験申込み時にインターネットにより提出（システムから入力済みの電子ファイル（Excel形式）をアップロード）してください。（一旦提出されたエントリーシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）

(3) 提出されたエントリーシートが次のいずれかに該当する場合は、採点を行わず、不合格とします。

ア 記載内容に虚偽又は不正があると認めた場合

イ 所定の様式又はファイル形式以外（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）の場合

(4) 第1次試験の合格者は、エントリーシートの得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

(5) エントリーシートは、第2次試験以降の試験においても、参考資料として使用します。

(6) 第2次試験のプレゼンテーション試験では、各受験者に資料を使って説明していただきます。

資料は、A4サイズの用紙2枚以内（片面印刷）で作成の上、プレゼンテーション試験の当日、10部持参してください。

(7) 第2次試験の合格者は、プレゼンテーション試験と論文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

(8) 最終合格者は、第3次試験（口述試験）の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

(9) 前年度に出題した論文試験の課題をホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。（郵送や持参による申込みは受け付けません。）

なお、受付期間は次のとおりです。

平成29年 5月15日（月）午前 8時30分から 6月 2日（金）午後 5時15分まで

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前 8時30分から午後 5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号の通知及び受験票の交付

- (1) 受験番号は、受験申込受付締切後にお知らせします。（登録されたメールアドレス宛に「受験番号のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。なお、7月10日（月）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受験者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、平成30年 4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 最終合格者には、職務経験の確認のため職歴証明書（本人以外の第三者が作成したものに限る。）の提出を求めます。それにより受験資格を満たしていることが確認できない場合、又は職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、月額240,000円程度です。（あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。）

このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（運転免許証等）を持参の上、午前 8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後 5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	
第3次試験受験者	第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第3次試験の得点及び順位（ただし、第3次試験で一定の基準に達しない場合は、その旨）	第3次試験合格発表の日から1月間	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成29年 5月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,183,586
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,672
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,949

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	44,112	14,704
南宇和郡	19,819	6,607
松山市・上浮穴郡	438,794	139,799
今治市・越智郡	143,525	47,842
宇和島市・北宇和郡	80,655	26,885
八幡浜市・西宇和郡	39,467	13,156
新居浜市	101,430	33,810
西条市	93,120	31,040
大洲市・喜多郡	52,859	17,620
伊予市	31,938	10,646
四国中央市	75,328	25,110
西予市	34,343	11,448
東温市	28,196	9,399